

D008 内分泌学的検査

【注の見直し】

ロ 5項目以上 744点

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の11から29までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 3項目以上5項目以下 410点  
 ロ 6項目又は7項目 630点  
 ハ 8項目以上 900点

ロ 5項目以上 722点

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の12から41までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 3項目以上5項目以下 410点  
 ロ 6項目又は7項目 623点  
 ハ 8項目以上 900点

D009 腫瘍マーカー

【注の見直し】

注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から15までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目 230点  
 ロ 3項目 290点  
 ハ 4項目以上 420点

注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から21までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目 230点  
 ロ 3項目 290点  
 ハ 4項目以上 420点

D010 特殊分析

【注の見直し】

注 当該保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。

注 保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。